

「児童手当」の受給継続には、現況届の提出が必要です！

児童手当の現況届は、受給者の様々な状況を確認し、適正に児童手当を支給するため大変重要な届出です。

現況届の提出がない場合は、支給が受けられなくなりますので、必ず提出をお願いします。

■提出の対象者

現在、児童手当を受給している全体的の方（公務員を除く）対象者には「現況届」を送

付しますので、期限内に必ず提出してください。

※5月以降に初めて葦崎市に申請した方（5月に第一子が生まれた方、または5月に転入した方）は対象外です。

■提出書類

・現況届  
 ・受給者の健康保険証の写し（国民健康保険の方は不要）  
 ※その他、受給理由に特別な事由がある方は、必要に応

じて書類を提出していただく場合があります。

■提出期限

6月29日（金）

■問い合わせ

福祉課 子育て支援担当  
 （内線175・179）



麻しん(はしか)にご注意ください！



麻しんは毎年春から夏にかけて流行します。

●麻しんとは・・・

感染力が非常に強く、感染すると発熱や咳、鼻水などの風邪症状が現れ、その後高熱と発疹を伴う感染症です。

●予防するには・・・

予防接種が有効と言われています。なお、公費接種の対象年齢は次のとおりですので、できる限り早めに接種をしてください。



■対象者

麻しん風しん混合ワクチン

1期 生後12ヶ月～24ヶ月未満  
 （2歳の誕生日前日まで）

※1歳になったら、なるべく早く接種しましょう。

2期 小学校就学前の1年間（年長児）

※できる限り6月までに接種しましょう。  
 ※対象者には予診票を送らせていただきました。

■問い合わせ

健康づくり課 健康増進担当 ☎23-4310

	平成29年度 (平成30年3月分まで)	平成30年度 (平成30年4月分から)	支給月
特別児童扶養手当（1級）	51,450円	51,700円	4・8・11月
特別児童扶養手当（2級）	34,270円	34,430円	
特別障害者手当	26,810円	26,940円	2・5・8・11月
障害児福祉手当	14,580円	14,650円	2・5・8・11月

※特別児童扶養手当は、平成30年8月支払（平成30年4月～7月分）から変更になります。  
 ※特別障害者手当・障害児福祉手当は、平成30年5月支払（平成30年2・3月分は変更前の額、平成30年4月分は変更後の額）から変更になります。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の額を変更

全国消費者物価指数の変動にともない、平成30年度の手当額が表のとおり変更されます。



特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の受給には所得制限があります。そのため、これらの手当を受給している方は、毎年所得状況届を提出していただく必要があります。

8月上旬に対象者の方へ、市から届出用紙を送付しますので、指定期日までに提出をお願いします。

所得状況届の提出がない場合には、8月以降の手当が差し止められることもありますのでご注意ください。

■問い合わせ

福祉課 障がい福祉担当  
 （内線182・183）